

2014年 2月 4日

経済産業省・文部科学省

日本原子力研究開発機構・原子力発電環境整備機構 (NUMO)

北海道平和運動フォーラム

代表 中村 誠 吾

代表 江本 秀 春

北海道幌延町の「深地層研究センター」にかかわる要請について

<要請趣旨>

貴職におかれましては、日頃より、国民生活の維持向上にご尽力されていることに対し敬意と感謝を申し上げます。

さて、北海道幌延町の「深地層研究センター」をめぐることは、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」との条例を制定し、北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃料サイクル開発機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物を持ち込まない」「研究終了後は埋戻し、最終処分場としない」などとする「幌延町における深地層の研究に関する協定書（「三者協定」）」を締結し、「深地層研究」がすすめられています。

しかし、政府は、高レベル放射性廃棄物の最終処分について「国が前面に立つ」として、候補地選定に向けた「文献調査」を自治体に対する「申し入れ方式」によって進めようとしています。また、文部科学省が幌延深地層研究センターと瑞浪超深地層研究所のどちらか一方の施設を廃止する方針を示しましたが、幌延深地層研究センターでは、2014年度から実際の処分に近い研究が始まることから、幌延深地層研究センターが存続することは明らかです。

こうした深地層研存廃の動きに対し、幌延町は昨年11月、文科省に対して、事業の継続を求め「地下500m以深の試験坑道の建設」などを申し入れていますが、北海道も昨年9月に、文科省や原子力機構に対して、「地層処分に関する研究開発の着実な推進」を要請しています。また、地元幌延町においても商工業者を中心に、最終処分場誘致の動きが明らかになっています。

こうした一連の動きに対して、私たちは、当初計画で定められた「20年程度」の研究期間が延長され、さらに、「研究終了後は地下施設を埋戻し、地上施設も閉鎖する」とした「三者協定」が反故にされ、なし崩し的に幌延町が最終処分場とされかねないことを危惧しています。

青森県六ヶ所村再処理工場における高レベル放射性廃棄物ガラス固化施設でのトラブルによる相次ぐ完工延期や、高速増殖炉「もんじゅ」の事故や点検漏れにより実用化が困難なことなど、「核燃料サイクル路線」は事実上破綻しており、直ちに断念すべきです。

また、日本学術会議が提言したように、地震列島における「地層処分」を見直すとともに、北海道幌延町における「深地層研究計画」について、下記のとおり要請いたしますので、誠意ある対応をお願いいたします。

＜要請事項＞

1. 日本学術会議が「日本列島に安定した地層はなく、現在の最終処分を見直す」と提言したように、地震国日本において、10 万年間も監視が必要な、核廃棄物の存在を後の世代に知らせることができない「地層処分」は直ちに断念し、幌延町における「深地層研究計画」を中止すること。
2. 北海道および幌延町、核燃料サイクル機構（当時）において締結された「幌延町における深地層の研究に関する協定書（「三者協定」）」を遵守すること。
また、「三者協定」に関して、以下の事項を再度、明らかにすること。
 - (1) 研究期間中や研究終了後においても、放射性核廃棄物を持ち込むことや使用することはしないこと。
 - (2) 研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設は埋め戻すこと。
 - (3) 幌延の深地層研究センターを将来とも、放射性廃棄物の最終処分場としないこと。
3. 当初計画である「20年の研究期間」を遵守すること。また、終了年度を明らかにすること。
4. 「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」にもとづき、北海道内のすべての自治体に対して、最終処分地の候補地選定に向けた「文献調査」の申し入れは行わないこと。

以 上